

## 令和7年12月三浦市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和7年12月23日（火） 午後3時00分～午後4時05分

○場 所 三浦市役所第2分館 教育委員室

○次 第

1 開 会

2 会議録の承認

3 署名委員の指名

川名大介 委員、廣瀬牧実 委員

4 教育長報告

- (1) 令和7年第4回三浦市議会定例会及び来年度の予算編成について
- (2) 年末年始の長期休暇に伴う学校対応について
- (3) 新年の行事等について

5 報告事項

- (1) 令和7年11月の後援名義等使用について（資料1）
- (2) 令和6年度児童・生徒の問題行動等調査結果について（資料2）
- (3) 令和7年第4回三浦市議会定例会の状況について（資料3）
- (4) 三浦市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインについて（資料4（別冊））

6 その他の事業について

- (1) 令和8年（令和7年度）三浦市「はたちのつどい」の開催について（資料5）

7 その他

8 閉 会

○出席者（5名）

教育長 及川圭介  
教育長職務代理 石渡博幸  
委員 村山智洋  
委員 川名大介  
委員 廣瀬牧実

○欠席者（0名）

○説明のために出席した職員

教育部長 鈴木基史 教育総務課長 浦西伸一  
学校教育課長 松田寿雄 青少年教育課長 南雲哲也  
学校給食課長 武田健二

○事務局出席者

教育総務課グループリーダー 阿井俊弥 教育総務課主事 澤花帆

○傍聴（0名）

○及川教育長 それでは皆さんこんにちは。

ただいまより令和7年12月三浦市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、はじめに前回会議録の承認を行います。

前回会議録の案につきましては、すでに皆様のお手元に送付してございますけれども、本案修正等に関する皆様の御意見を頂戴した上で、誤字脱字等の修正については教育長一任することについて御承認をいただきたいと思います。

それでは修正等につきまして、御意見ございましたらお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

(発言等なし)

○及川教育長 よろしいでしょうか。なければお諮りいたします。

前回会議録につきまして、令和7年11月三浦市教育委員会定例会会議録のとおりとすることについて、併せまして誤字脱字等の修正につきましては教育長一任とすることについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○及川教育長 ありがとうございます。

御異議ないようですので、前回会議録につきましてはそのようにいたします。

本日の定例会の会議録署名委員に川名委員と廣瀬委員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

○及川教育長 それでは続きまして、次第4「教育長報告」をさせていただきます。

このところだいぶ寒かったり、少し気温が高めだったりと気温の差が大きい日が続いております。インフルエンザ等で体調を崩している子も多い中、この後の冬休み、そして新年を迎えるということになりますけれども、教育委員の皆様、そして子どもたちや職員も体調に十分に気をつけながら過ごすことができればというふうに思っています。

教育委員会の事務局といたしましては、12月ということで市議会の定例会の月でもありました。また、来年度の予算編成についてもいろんな調整が続いているということで慌ただしい毎日であります。議会については後ほど、部長から報告をさせていただきますけれども、教育委員会もそのようなことで日々過ごしておりますので御承知いただきたいと思います。

今回は他市町村の教育長が集まっての会議はございませんでした。

先ほど、もうすぐ学期末ということもお話ししましたけれども、学校につきましては、2学期の終業式を24日に迎えて、3学期の始業式は1月8日木曜日ということで、この期間は冬休みということになります。

また、12月26日金曜日から1月5日月曜日までの11日間は学校を閉じるということになりますので御承知おきください。長期間になりますので戸締りのほか、緊急の連絡体制について

先週の金曜日の校長会議で確認をしたところであります。年末年始、事故なく安全に過ごしてほしいということであります。

そのほかの行事といたしましては、年が明けて1月6日火曜日が新年祝賀式の日になりますけれども、同じ日に消防の出初式と観閲パレードが行われます。昨年度は南下浦小学校・剣崎小学校の子どもたちがそのパレードに参加ということでしたが、今度の出初式のパレードにつきましては、初声小学校の子どもたちが参加するということあります。冬休みの期間でありますので保護者の送り迎えの必要もありますけれども、希望者がこのパレードに参加するということになりますので御承知ください。

それと、後ほど説明がありますけれども1月12日の祝日にはたちのつどいを行います。こちらにつきましては、教育委員会主催ということありますので教育委員の皆様もぜひ御予定をしていただければと思います。

教育長報告は以上になります。何か御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**○川名委員** 今年の出初式は南下浦小学校と剣崎小学校の子どもたちが参加しました。来年は初声小学校ということは、これから毎年いろんな小学校が持ち回りで参加できるということでしょうか。

**○及川教育長** そうですね。今年初めて行いましたけれども、子どもたちが参加するのは盛り上がる要素もあるということで、子どもたちも喜んで参加してくれていました。そういう意味では他の地域の子どもたちもということで、来年の1月については、初声地区の子どもたち、そして、再来年については三崎地区の子どもたちということで、地区で回していく予定で消防と話をさせていただいております。

そのほかいかがでしょうか。

**○及川教育長** よろしいでしょうか。

それでは続きまして、次第5「報告事項」に入ります。

(1) 令和7年11月の後援名義等使用について、報告をお願いいたします。

**○浦西教育総務課長** それでは、令和7年11月の後援名義等の使用について御報告いたします。

資料1ページ、資料1を御覧ください。

令和7年11月に資料記載の事業について、教育総務課関係1件、学校教育関係5件、青少年教育課関係2件の後援名義等使用申請があり、承認をいたしました。報告は以上でございます。

**○及川教育長** 報告は終わりました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問等なし)

**○及川教育長** なければ次に進みたいと思います。

(2) 令和6年度児童・生徒の問題行動等調査結果について、報告をお願いいたします。

○松田学校教育課長 よろしくお願ひいたします。

資料2ページ、資料2を御覧ください。

令和7年10月29日に国で令和6年度児童・生徒の問題行動等調査が公表になりました。

本市における現状につきましてですね、この資料2に基づきまして報告をさせていただきます。

まず、1 暴力行為の件数ですけども、小学校において合計39件、中学校におきまして合計43件という結果でございました。

2 いじめの認知について、小学校の認知は115件、解消率は91.3%という状況でございました。中学校におきましては、54件の認知に対しまして、83.3%の解消率というところでございました。

3 長期欠席と不登校は令和6年度、小学校の長期欠席の内訳が書いてありますが特に不登校というところで小学校は28名、中学校は50名という状況でございました。

3ページを御覧ください。それぞれの分析、受けとめ等について、こちらに記載してございます。

1 暴力行為の2つ目の丸でございますけれども、いじめの積極的な認知が暴力行為の把握、さらには抑止にも繋がっているというふうに考えております。県内では暴力行為の発生件数が増加しているものの、三浦市においては一定程度の状況に抑えられております。項目別に見ますと生徒間暴力の発生件数が多いです。また、特に小学校低学年で発生件数が多いという傾向にございます。

2 いじめの認知、こちらにつきましては2つ目の丸でございますけれども昨年度と比較して小学校は大幅な増加、中学校は同程度での認知となってございます。積極的な認知が市内においても進んでいるというふうに考えられます。一方でいじめの未然防止及びいじめの防止に繋げる集団指導を行っていく必要があるというところでございます。

4つ目の丸、引き続き各学校のいじめ防止基本方針を基に、いじめが起こりにくい環境づくりやPTAなどと連携を取りながら、児童・生徒が安心して通える魅力ある学校づくりを進めていくことが重要と考えております。

資料4ページ、3 長期欠席と不登校のところでございます。

1つ目の丸、県、全国と不登校の児童・生徒数は増加傾向にございます。

2つ目の丸、三浦市内の中学校の不登校の出現率は県よりも若干低いのですが、基本的には県と同程度の出現率というところであります。三浦市においても不登校は喫緊の課題であるというふうに受けとめております。中学校において校内教育支援センターを設置したことが生徒の居場所づくりに繋がったというふうに考えております。こうしたことを引き続き取り組んでいく必要があるということで、12月の市議会定例会においても一般質問で答弁をしていくところでございます。

4 全体として、各学校で「三浦市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」について、全職員で定期的に再確認し、自校の「学校いじめ防止基本方針」について手直しが必要なところを直し、共通認識を持ったうえで組織的な取組を行っていく。また、保護者と共有

していくというところが重要で、こちらにつきましては、先日、11月の定例校長会議の中で各学校長に対しても、ここはしっかりとやっていきましょうとお伝えしているところでございます。  
以上で報告を終わります。

○及川教育長 ありがとうございました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○石渡委員 いじめによる不登校というのは何人くらいでしょうか。

また、小学校で対教師暴力とあるが、実態を教えていただきたい。

そして、不登校の子が通う適応教室がありますよね。出席はどのくらいの割合でしょうか。

○松田学校教育課長 まず1点目、不登校の中でいじめが原因というところでございますけども、不登校は様々な要因が絡んでいますので、いじめが原因で不登校になったとは言い切れないケースがあります。また、いじめによる不登校ということで30日越えると重大事態というふうになってまいります。重大事態は令和6年度で発生していないということから、いじめが原因による不登校というのは無いというふうには思っておりますが、先ほど申し上げたとおり原因は様々でございます。

2点目、対教師暴力でございますけども、具体的な事例については把握しておりませんが、生徒が暴れて教師に暴力というよりも例えば小学校であれば、なかなか教室に入りづらくて暴れている中で教師に足が当たってしまったとか、そのような形です。

3点目について、相談指導教室に通う子どもたちは15名でした。すべての子どもたちが現状、相談指導教室に繋がってはいないというところでございますので、不登校の子どもたちが相談指導教室であったり、学校の保健室であったり、色々なところに繋がれるようにしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

なお、6月に相談指導教室の引越しを行いました。それ以降、通室が増えたという事例もございますので、相談指導教室も不登校の対策としてしっかりと一役を担っていると思っております。

○及川教育長 よろしいでしょうか。

不登校の要因についてはよく聞かれるところなんですが、その要因は1つではないと思います。多いのは授業についていけなくて面白くないと言われることと人間関係。その人間関係がイコールいじめなのかというとまた少し違うことがある。簡単には言えないところはありますが、いろんな要因が含まれていじめや不登校の関係性があるんだろうなと思っています。

相談指導教室については、整備ができたら一度見ていただけたらと思います。子どもたちは、先ほど15名の通室があるという話がありましたけど、すべての子が毎日行けているわけじゃないんですね。ほとんど毎日行けるような子どもは1、2人ほどでほかの子どもたちは1週間に1回とか数日に1回の通室をしています。環境が良いので通室する子どもが少し増えており、子どもたちに必要な場所なのかなと感じるところであります。

そのほかいかがでしょうか。

○廣瀬委員 暴力行為やいじめに該当するかどうかの判断や基準があるのかということと、暴力行為では低学年で発生件数が多い傾向があり、未熟なところが影響していると考えられるところで、子どもの成長によって改善されるものが多いというふうに捉えてよいのでしょうか。

○松田学校教育課長 それぞれの定義につきましては、後ほど部長から説明があろうかと思いますが、資料8、9ページに記載させていただいた市議会定例会の答弁概要に記載してございます。

暴力行為の対象でございますけれども、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態に分類されております。その行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず暴力行為に該当するものすべてを対象としています。

その暴力行為で発生件数が低学年で多いというところに関しては、やはりまだ言葉よりも先に手が出てしまうというのが多いところでして、それを引き続き根気よく指導をしていく中で、徐々に減少していくように努めているというところでございます。

○及川教育長 基準っていうのがなかなか難しいですね。

○廣瀬委員 器物損壊とか色々あるけれど、何がどこまでっていうのが人によっても違うのかなというふうに思いました。

○松田学校教育課長 各学校で児童生徒指導担当等が事例を報告して、それを最終的に管理職で取りまとめてカウントしています。そのため、器物損壊と判断するかは人によって若干違うというところはございます。

○及川教育長 明確にできればと思いますけれども、以前よりも積極的にそういうことを認めてカウントしているというのは確かにあります。この数字を見て大幅に増えているとか等、見方には気をつけたほうがいいかなと思っています。

そのほかいかがでしょうか。

○石渡委員 不登校に関して、校内支援教室は県内に限らず色々なところで工夫されています。例えば不登校の子たちがほかの子の目に触れないような動線で支援教室に入って、個別指導を受けて帰れるというような方法があると聞きます。また、県も不登校について予算化をして来年度以降に対策していくというような方向性が見えています。三浦市は支援教室をどのぐらい設置されていて、効果を上げているのか教えていただきたいと思います。

○松田学校教育課長 中学校全校に校内教育支援センターを設置して、県費による学校生活支援員を置いています。そこでなかなか教室に入りづらい子に一旦クールダウンをしてもらったり、登校を渋る子の対応をするというような場所として機能しております。

一方で小学校は現状、校内教育支援センターを設置できておりません。そのため教育委員会といたしましては、特に小学校の不登校が少し増えている状況ですので、不登校の早期発見、早期対応のために校内教育支援センターは有用と認識しており、小学校においても設置ていきたいと考えています。

**○及川教育長** 先日学校訪問したときに、学校ごとのテーマで不登校のことを取り上げている学校がありました。不登校の子どもがいない学校もありますが、不登校を課題と思っている小学校が多い印象でしたので、何かしらの対策を取らなければいけないと考えています。こちらの支援の1つとして、校内教育支援センターを設置できるような環境を整えていきたいと思っています。

**○石渡委員** 県内には特別な備品とか環境が整備された支援教室があります。三浦半島のある学校でも空いている階段下に特別な空間を作り、不登校の子に限らず子どもが落ち着くような環境を作っているという話も聞くので、ぜひ積極的に環境を整えてほしいなと思います。

教育長も言われましたが学力が原因で教室に入れない子どももいるので、私が学校にいた時も特別支援に在籍する形だけれども、学力が向上して、普通級で生活をする方法を取られていました。三浦市の学校は積極的にそういった取組をしていると思いますが、悩んでいる保護者に会うことがあります、私からは学校に相談すれば大丈夫、対策してもらえると伝えていますが、やはりそういうところにも目を向けてほしいと思います。

**○川名委員** 暴力行為やいじめの認知につきまして、数字は先ほど教育長もおっしゃっていましたが、増えている状況が良いのか悪いのか判断できない部分もありました。ただし、増えたことで早期発見に繋がっているのかなと思いますし、その対処法の中で中学校にはもう少し組織的に動いていただくなど検討が必要だと思いました。

長期不登校児童に関しては、やはり子どもの居場所づくりということで、ぜひ小学校にも教育支援センターの設置と整備を進めていけるように動ければと思っています。

**○松田学校教育課長** 委員御指摘のいじめのところですけども、積極的に認知をしていくことがやはり重要と考えております。具体的には、とある学校で令和6年度にいじめの認知が急激に増えた学校がございました。何か特別な対応をされたのかお聞きしたところ、それぞれ認知したものについて、対策会議を積極的に行うように管理職から働きかけたところ、認知が高まつたと報告がありました。

また、認知するだけではなくやはり解消していくことが必要だと事務局としても思っております。御指摘の中学校のいじめの解消率は昨年よりも少し下がっていましたが、長期化したり、一筋縄で解決できないところがあるのかもしれません。ただ、それを放置することなく、継続して対応していくように学校にお願いをしているところでございます。

校内の教育支援センターの整備につきまして、他市においてはクッションなど某メーカーの家具を入れてゆったりできるスペースを作っているという事例もございますので、環境整備と人を常駐できるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○及川教育長 今話題に上っているのは小中学生の問題行動についてのことですが、この手前の幼稚園、保育園が小学校へ繋がっています。どうしても子どもたちは環境が変わることによって、色々なことが出てしまうということもありますので、そういった意味では今後、就学前とその学校との繋がりをきちんと考えていかなければいけない。そこは廣瀬委員と意見を交わしながらと思いますけれども、実際に今、進めているんですよね。

○松田学校教育課長 就学前は幼保小連携というところで、先日、保育の様子を見させてもらいました。先ほど申し上げたように、まだまだ言葉が出ず手が先に出てしまう、そういったことは小学校の低学年でもよくあることですので、幼保小連携の中で協議していきながら進めていきたいと思っております。

○及川教育長 いろんな角度から今後考えていくことができればなと思うところあります。そのほかいかがでしょうか。

(質問等なし)

○及川教育長 なければ次に進みたいと思います。

(3) 令和7年第4回三浦市議会定例会の状況について、報告をお願いいたします。

○鈴木教育部長 それでは、令和7年第4回三浦市議会定例会の状況について報告いたします。資料は5ページ、資料3を御覧ください。

令和7年第4回定例会には市から議案が18件、報告1件、諮問1件の計20件の提出がございました。このうち、教育委員会関係の案件は議案第75号と議案第82号の2件でございます。

議案第75号、第5次三浦市総合計画を定めることについては、12月11日の総合計画審査特別委員会において審査がなされました。

議案第82号、令和7年度三浦市一般会計補正予算（第4号）については、第9款教育費における小中学校の消防用設備の修繕に要する需用費について、12月5日の本会議において日本共産党の小林直樹議員から議案質疑があったほか、12月8日に総務経済常任委員会において審査がなされました。教育委員会に関する部分は、旧剣崎小学校に残置している不用物品の処分を行うための委託料、小中学校の消防用設備を修繕するための施設修繕料の追加等です。こちらは最終日に可決されています。

次に今議会で行われた一般質問のうち、教育委員会へ質問をされました2議員への答弁内容について、その概要を報告いたします。

1人目は自由民主党の出口景介議員です。資料は8ページです。

議員から教育行政に関し、児童生徒の状況、教育環境整備について、暴力行為、いじめ、不登校等に係る質問がありました。教育委員会から問題行動等調査における暴力行為、いじめ、不登校等の件数、教育委員会の現状認識と今後の対応、校内教育支援センターの効果、相談指導教室の役割等について答弁しました。

2人目は三志会の草間道治議員です。15ページです。

議員から市長の施政執行に関し、政策に掲げた公約について、探求型モデル校設置、学校教

育ビジョンの見直し、学校給食費の無償化のそれぞれの現状及び今後の取組に係る質問がありました。市長から探求型モデル校の設置については、不登校対策の一環として学びの多様化学校の導入を見据えて掲げたものであること、不登校対策としては現状把握により教育委員会が進める相談指導教室と校内教育支援センターの連携が有用であるとの認識を持ったこと、学校教育ビジョンの見直しについては、教育委員会と考え方に相違があるため、今後も丁寧に説明をしながら進めること、学校給食費の無償化については、国の方針に従い、まずは小学校の保護者の負担をゼロとすること、中学校については恒久的な財源の手当てが課題となっているが、任期中に実現させたいことなどの答弁がありました。

本会議における議案質疑及び一般質問の内容と答弁の要旨については資料を御確認ください。令和7年第4回三浦市議会定例会に関する報告は以上でございます。

○及川教育長 報告は終わりました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○石渡委員 草間議員から質問があった給食費の無償化という件ですが、与党を中心に3党が合意して、来年度からという話ですが動向はいかがでしょうか。

○鈴木教育部長 国の方から給食費のうち小学生の給食費の5,200円分について、まずは交付金が出ます。そのうち2分の1は県が出すということになりますのでそれぞれ合わせて5,200円分が市に来ることになります。

給食費についてはまた話があると思いますけど、うちの方でも今の給食費だと、来年負担ができない可能性があるので、値上げを検討しております。そうするとそこに差額が生まれるわけですけれども、そこにつきましては、国が今新しく交付を決めた重点交付金というのを充てて、小学校の保護者負担はゼロにしようというふうに検討しています。中学校についてもその検討が進んでいますけど、まだ答えが出ているわけではありませんので、検討中ということでお答えさせていただきたいと思います。

○及川教育長 今、報道などされているいわゆる給食無償化というのは小学校なんですね。それについては今話があった5,200円です。半分は国、もう半分は県から補助されます。中学校については三浦市の場合、今は半額補助を行っていますけれども、あの半額は何も言われてないわけです。ただし、国から継続される保証はないんですけども、補助があるのでそれを活用できないかということの検討がされていますがまだ決定はしていません。

そのほかいかがでしょうか。

(質問等なし)

○及川教育長 なければ次に進みたいと思います。

続きまして、(4) 三浦市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインについて、報告をお願いいたします。

○武田学校給食課長 それでは学校給食課より三浦市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインについて、説明をいたします。

まず、資料の差替えがございます。資料3ページ、三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針3の四角で囲まれた一番下を「また、児童・生徒にアレルギーが確認できた食材は、極力使用しない。」に変更させていただき、4ページの4 アレルギー対応を行う原因食物の2つ目の黒丸、「児童・生徒にアレルギーが確認できた食材は、極力使用しない。」に同じく変更をいたしましたのでお手数おかけいたしますが、差替えをよろしくお願ひいたします。

それではお配りしましたガイドラインに沿って、改定の主な箇所について説明したいと思います。

まず1ページです。三浦市では平成23年6月策定の食物アレルギーに対する学校給食の対応基準に基づき、アレルギー対応を実施してまいりました。その後、平成27年3月に文科省から学校給食における食物アレルギー対応指針が出され、安全性の最優先が示されたことにより今回、対応基準の見直しを行うものでございます。

2ページからは三浦市学校給食における食物アレルギー対応方針が記載されております。

まず、三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針の1、安全性の最優先としてアレルギーが確認できた食材は極力使用しない献立を作成し、児童生徒全員が安全に喫食できる給食づくりを目指します。

2 二者択一の給食提供。従来の多段階の対応をやめて、提供するかしないかの二者択一といたします。

続きまして3ページ。三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針の3、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応と給食を提供するかしないかの二者択一を原則とし、誤食・誤配を防止します。対応食を提供する原因食物は特定原材料のうち、「卵・乳」といたします。

なお、「えび・かに・くるみ・そば・落花生・生卵」につきましては、学校給食では使用しておりません。また、児童生徒にアレルギーが確認できた食材は極力使用をいたしません。

次に4ページの2 二者択一でアレルギー対応を行ったときの問題点や疑問点について説明をいたします。

まず、給食を食べられなくなる児童・生徒が出てきます。これまで多段階対応により給食を喫食していた児童生徒が完全に除去食対応となるため、一見「対応が後退した」ことを問題視される可能性がございます。ただ、個人で考えれば一部の児童生徒で二者択一について、対応の後退にうつりますが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的のために行うものでございまして、こうした内容を保護者の方に丁寧に説明し理解を得ようと考えております。

黒丸の2つ目です。重篤なアレルギーへの対応、学校給食において食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等については基本的に除去する必要はないとされております。このため、その状況で管理が必要な場合、対象児童生徒は重篤なアレルギーがあることを意味するので安全のために弁当の対応になります。

続きまして5ページ。5 病気を理由とした食物アレルギー対応についてですが、これは病気（乳糖不耐症等）も食物アレルギーの対象といたします。

続いて 6 ページの 9 弁当対応の考慮対象の方は下記の①、②に該当する場合はお弁当の対応といたします。

まず、①極微量で反応が誘発される可能性がある場合、これは完全弁当対応といたします。いくつかの種類を挙げますと、(ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要になる。(イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)がある場合についても除去の指示がある。(ウ) 多品目の食物除去が必要である。

7 ページ、(エ) 食器や調理器具の共用ができない、(オ) 油の共用ができない(揚げ油の再使用を含む)、(カ) その他、上記に類似した学校給食での対応が困難と考えられる状況がある場合はお弁当の対応といたします。

7 ページの②「卵・乳」以外の食物アレルギーがある場合、極力給食では使用しないようにいたしますが、それでも全部お弁当の対応か一部弁当の対応かにつきましては、詳細な献立を保護者にお配りしますので、保護者の方で決定をしていただくような形になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○及川教育長 説明は終わりました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○石渡委員 基本的にアレルギー対応のガイドラインというのは、何年か前からもう策定していたと思うんですが、今回こうした形で改定したという意図は何でしょうか。

○武田学校給食課長 冒頭にも申し上げたんですけど、平成 23 年 6 月に三浦市の食物アレルギーに対する学校給食の対応基準を策定して、それに基づいてアレルギー対応を実施してまいりました。今回、より安全に学校給食を提供するために文科省の指針に沿ってこの対応指針を改定するというものです。

○及川教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○廣瀬委員 提供するかしないか二者択一を原則的な対応ということなので、この対応になつたことでどの程度お弁当対応の子が増える可能性があるんでしょうか。

○武田学校給食課長 現状でアレルギーの対応をしている大部分がほぼ卵と乳で占められていて、牛乳は飲めないけど、クリームシチューは食べられる、そういった児童生徒がいたんですけど、今度はそういう対応はせずに、乳のアレルギーという症状が学校生活管理指導表で出ている場合には、アレルギー対応ということで、完全に除去食か代替食で対応するようにいたします。給食を食べられなくなるお子さんが新たに生まれることはないと考えていますが、数名、お弁当対応する日が増える可能性があります。

○及川教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかかでしょうか。

○石渡委員 学校でのアレルギー対応をめぐっては以前現場にいた時に牛乳が飲めない子はその分の給食費を返したっていうような記憶があるのですが、全食お弁当ならば、親の責任で持ってくると思うんですけど、メニューで日によってお弁当っていうような児童がいた場合、その牛乳の対応のように給食費の返還みたいなことがあるのでしょうか。

○武田学校給食課長 一ヶ月の給食の中でこの日は食べるとか、そういうので1食単価で積算をしているケースは今もあります。

児童生徒にアレルギー反応のある食材は、極力使用しないメニューづくりをしていきますので、この日はお弁当で、この日は給食というような対応は今よりも大幅に減っていきますが、まったくなくなるわけではありません。給食費月額の減額等の対応は引き続き行います。

○及川教育長 アレルギーのもとになる食材については極力使わない。だから、乳と卵のアレルギーの子以外は基本的には給食を食べられるってことですよね。

○武田学校給食課長 乳と卵アレルギーの対応はいたしますけど、それ以外の食材は極力使用しない献立を作成するようにいたします。

○及川教育長 極力の対応ができない場合には、その子はその日の給食は食べられないということですか。

○武田学校給食課長 例えばパイナップルのアレルギーの場合ですが、フルーツヨーグルトの中に入っています。でも、パイナップルのアレルギーなので乳ではないフルーツミックスとか別のものを出すような形にいたします。

○及川教育長 卵と乳のアレルギーの子はどういった対応になりますか。

○武田学校給食課長 除去食と代替食の対応になります。

○及川教育長 お弁当を持ってくるのはどういう子ですか。

○武田学校給食課長 乳と卵以外の重度のアレルギー、例えば調理過程とかで何か混入されてもアレルギーが出てしまうとか、あといろいろなものに使っている小麦であるとか、そういうアレルギーを持っている児童生徒については、調理場の方でも除去するのがなかなか難しい部分もございますのでお弁当の対応をお願いすることになります。

○及川教育長 少量でもアレルギーが誘発されてしまう子についてはお弁当になる。その他の子については、除去して給食を提供できる状況をつくるということですね。  
そのほかありますか。

○川名委員 二者択一ということなので、今までのアレルギーという状況の中でもちろん食べて体に反応するアレルギーというのはもう重篤だと思うんですね。牛乳は飲めないけれどもクリームシチューは食べられるっていうのは1つの食物アレルギーではなくて、保護者がアレルギーの申請をしていて、牛乳でアレルギーが出るときには牛乳を使った料理は学校給食では出さないってことでいいですか。

○武田学校給食課長 医師が書く学校生活管理指導表で乳のアレルギーとなった場合は例えば牛乳も飲用できない。今まで牛乳は飲めないけど、食べられると言っていた乳製品も出さないようになります。

○川名委員 そうすると、一番必要なのは保護者との連絡だったり、学校の管理職や担任をしている先生にしっかりと情報共有することがとても重要だと思います。食べるつもりで給食に来たけれど、学校給食の決まりがあるという話になってしまふと、担任の先生は給食を出すことは避けるべきなんだけれども、子どもがそれでおなかを空かせてしまうケースが牛乳以外でも出てくるかと思いました。もちろんアレルギー対応で二者択一にすることによって給食を作る側としての管理体制は整うけれども、逆の部分で派生するところが出てきてしまうように思うので学校と密に連絡を取っていただきたいと思いました。

○村山委員 川名委員と同じで保護者がこのことを理解するのに少し時間がかかると思います。こうなりましたというだけでは説明が行き届かないと思いますので、十分やりとりをして、実際にアレルギーの提出があったときはこれに当てはまるのかよく話を聞いて進めていかないとトラブルの原因になってしまうのではないかと思います。

実際アレルギー反応が出て、発作が起きてしまったっていう事例はどのぐらいありますか。

○武田学校給食課長 まだ、本市では重篤な症状が出てしまったっていう事例はないんですけど、委員から御指摘あったようにアレルギーの申請があると必ず学校、栄養士、保護者が同席して面談をいたします。その面談を通じてきちんと情報を共有して、これからも気をつけて対応してまいりたいと思います。

○及川教育長 そのほかありますか。

○廣瀬委員 卵そのものを食べられないけど卵スープは食べられますというお子さんが保育園にもいます。保護者とは話し合いがあると思いますが、子どもたちは今までそれでやってきたので、ほかの子どもたちと一緒に自分も食べられると思って学校に行くと思います。子ども自身も気をつけるように指導していかなきやいけないと思いました。

○及川教育長 子どもの安全を第一にということなので、その安全かどうかの判断については医師の診断によるということでよいでしょうか。

○武田学校給食課長 おっしゃるとおりです。

○及川教育長 そのほかいかがでしょうか。

(質問等なし)

○及川教育長 なければ次に進みたいと思います。

続きまして、次第6「その他の事業」に入りたいと思います。

令和8年（令和7年度）三浦市「はたちのつどい」の開催について、説明をお願いいたします。

○南雲青少年教育課長 それでは青少年教育課から令和8年三浦市「はたちのつどい」の開催について説明します。

お手元の資料の最後の20ページ、資料5を御覧ください。

開催は令和8年1月12日（月・祝）の成人の日になります。午前10時30分からうらり2階市民ホールにて執り行います。主催は三浦市、三浦市教育委員会、はたちのつどい運営センターになります。今回のセンターは4名、女性3名、男性1名で式典の進行、はたちの宣言などで活躍していただきます。今回の参加対象者は平成17年（2005年）4月2日から平成18年（2006年）4月1日までに生まれた方で令和7年11月1日現在、三浦市に住民登録をされている312人になります。前年343人に比べ31人減となっています。

今回のサブタイトルは「はたちの門出、誇りと感謝を胸に」です。二十歳を迎え、これまでの成長を支えてくれた家族、友人、地域の人々への感謝を忘れず、未来に希望と誇りを持って新たに一步踏み出すという決意が込められています。

式典の内容ですが、センターによる「開会のことば」から始まり、「お祝いメッセージ」として小中学校の卒業時の先生などからのビデオメッセージの上映、センターによる「はたちの宣言」を行います。また、三浦市長及び三浦市教育長からお祝いのことばをいただきます。式典の様子は、後日 Y o u T u b e にて動画配信を行う予定です。

式典の周知・広報につきましては、三浦市民、三浦市ホームページのほか、参加対象者の方には12月1日に案内状として入場券はがきを送付しています。教育委員の皆様には12月8日に案内状を送付させていただいております、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○及川教育長 説明は終わりました。

御質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

Y o u T u b e については、今年までは同時配信でしたね。

○南雲青少年教育課長 前回の今年1月の開催時には同時配信となっていたのですけれども、今回からは同時配信ではなく、後日、録画の配信を行う予定です。

○及川教育長 後日ということがちょっと変わりますね。

そのほかよろしいでしょうか。

(質問等なし)

○及川教育長 なければ次に進みたいと思います。

続きまして、次第7「その他」でございます。

事務局から何かありますか。

(特になし)

○及川教育長 教育委員の皆様から何かありますか。

(特になし)

○及川教育長 よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で「その他」を終了いたします。

以上をもちまして、令和7年12月三浦市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

---

◇ 午後4時05分 閉会 ◇

---